


【寝屋川市多胎児家庭支援事業(タクシー乗車券交付) Q A一覧】

Q1	タクシー乗車券とはどのようなものですか？利用方法を教えてください。
A1	<p>交付するタクシー乗車券は、一般社団法人大阪タクシー協会に加盟している事業者の車両で利用できるものです。</p> <p>500円券を40枚、2万円分のタクシー券で、「寝屋川市多胎児家庭支援事業」の印があります。</p> <p>1回の利用に、枚数の制限はありません。</p> <p>【見本】</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-left: 20px; width: fit-content;"> <p>タクシー乗車券に、「寝屋川市多胎児家庭支援事業」の印を押しています。</p> </div> </div>
Q2	タクシー乗車券を送付されましたが、紛失してしまいました。再発行はできますか？
A2	<p>いかなる理由であっても、再発行はできません。</p> <p>紛失等がないよう、御注意ください。</p>
Q3	保護者だけでタクシーに乗車する際に、タクシー乗車券を使用できますか？
A3	<p>タクシー乗車券は、原則として、多胎児(1人以上)と保護者が一緒にタクシーを利用する際に使用できることとしていますが、多胎児の通院や入院などで保護者がタクシーを利用する場合など、保護者のみで利用する場合も可とします。</p>
Q4	タクシー乗車券を祖母にあげることはできますか？
A4	<p>タクシー乗車券を譲渡又は貸与はできませんので、御注意ください。</p>
Q5	他市に転出する予定です。タクシー乗車券の交付は、受けられますか？
A5	<p>対象は、寝屋川市の住民基本台帳に記載されている方となります。転出後は対象にはなりませんので、タクシー乗車券を破棄していただくようお願いいたします。</p>
Q6	令和8年3月30日に出産しました。令和8年3月31日までに令和7年度分を申請できていませんが、令和7年度分はもう申請できませんか？
A6	<p>令和8年2月1日～3月31日生まれの方は、令和8年5月29日(金)までに、令和7年度と令和8年度の2年間分を申請いただくことが可能です。(次年度以降は、毎年度申請を行ってください。)</p> <p>※郵送の場合は当日消印有効です。(窓口受付は土・日・祝日除きます。)</p>